

防火管理者の選任について



ホテルや飲食店などの不特定多数の人が利用する施設（特定用途防火対象物）や、共同住宅や事務所などの利用する人が限られている施設（非特定用途防火対象物）で、ある一定の条件を満たす場合、その管理について権限を有する方は、その防火対象物に対して、防火管理者を選任する義務があります。【[防火管理者判定フローチャート](#)】でご確認ください。

（根拠条文 消防法第8条）

また、雑居ビル等のひとつの建物内に複数のテナントが存在し、管理について権限が分かれている等の一定の条件を満たす場合、統括防火管理者の選任も必要となりますので、関連事項【[統括防火管理者の選任について](#)】を併せてご確認ください。

防火管理者の業務及び役割

防火管理者は、選任された施設内の火気の管理、設置された消防用設備等の維持管理、消防計画の作成及び計画に基づく通報、消火及び避難訓練の計画及び実施などが、主な業務となります。

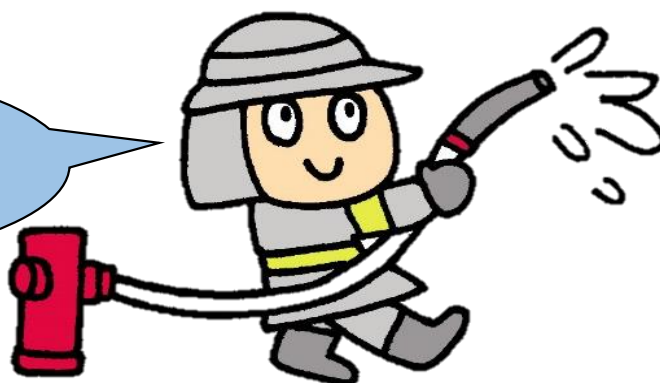


（根拠条文 消防法施行令第3条の2）

全国の過去の火災事例からみると、消防設備の不備や不適切な維持管理、初期消火等の火災初期の初動対応の不手際等により、火災が拡大し、被害が大きくなっているケースが目立ちます。なかには、管理権限者や防火管理者に対して防火管理業務の不履行から刑事責任を問われたケースもあります。

以上のことから、防火管理者は施設を利用する人の安全を守るとともに、万が一の際に管理権限者等、自分自身の身を守るためにも防火管理の徹底を図ることを役割としています。

防火管理者として施設を利用する人の命を守るためという、強い意識と責任を持って業務遂行に努めよう！



逗子市広報キャラクター シズオ